

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和2年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	宇土市では、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父母の離婚などにより父親若しくは母親と生計をともにしていない児童の母若しくは父、父若しくは母が身体などに重度の障害がある児童の母若しくは父又は父母に代わってその児童を養育している人に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るために手当支給を行います。 ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年6回の定時支給及び不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況及び就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動
③システムの名称	総合行政システム児童扶養手当
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)番号法別表第2 57の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 (情報提供)番号法第9条第7号 別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116の項 別表第二主務省令第10条の3, 12, 19, 26条の2, 35, 36, 44, 53, 59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部子育て支援課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部子育て支援課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I . 1. ②(事務の概要)	宇土市では、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母若しくは父、または父若しくは母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るために手当支給を行います。 ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動	宇土市では、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父母の離婚などにより父親若しくは母親と生計をともにしていない児童の母若しくは父、父若しくは母が身体などに重度の障害がある児童の母若しくは父又は父母に代わってその児童を養育している人に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るために手当支給を行います。 ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年3回の定時支給及び不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況及び就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動	事後	変更は、文言の整理のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	I . 3(法令上の根拠)	番号法別表第一 37	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 別表第1 37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	I . 4. ②(法令上の根拠)	番号法別表第二 57	(情報照会) 番号法別表第2 57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 (情報提供) 番号法第9条第7号 別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116 別表第二主務省令第12, 19, 35, 36, 44条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 5. ②(所属長)	子育て支援課長 小山 郁郎	子育て支援課長 岡田 郁子	事後	変更は、人事異動に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	II. 1(いつの時点の係数か)	平成26年6月26日時点	平成28年8月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	II. 2(いつの時点の係数か)	平成26年6月26日時点	平成28年8月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 岡田 郁子	子育て支援課長	事後	変更は、様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和2年1月6日	I. 1. ②(事務の概要)	②支給決定した額を年3回の定時支給及び不定期での随時支給	②支給決定した額を年5回(令和2年度から年6回)の定時支給及び不定期での随時支給	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	I. 1. ③(システムの名称)	WEL+>児童福祉>児童扶養手当	総合行政システム児童扶養手当	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	II. 1(いつの時点の係数か)	平成30年12月31日時点	令和1年10月31日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	II. 2(いつの時点の係数か)	平成30年12月31日時点	令和1年10月31日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年11月13日	I. 1. ②(事務の概要)	②支給決定した額を年5回(令和2年度から年6回)の定時支給及び不定期での随時支給	②支給決定した額を年6回の定時支給及び不定期での随時支給	事後	変更は、文言の修正のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	1. 4②(法令上の根拠)	(情報照会) 番号法別表第2 57の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 (情報提供) 番号法第9条第7号 別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116 別表第二主務省令第12, 19, 35, 36, 44条	(情報照会) 番号法別表第2 57の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 (情報提供) 番号法第9条第7号 別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116の項 別表第二主務省令第10条の3, 12, 19, 26条の2, 35, 36, 44, 53, 59条の2の2	事後	変更は、法別表第二及び主務省令の追記又は削除のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	II. 1(いつの時点の係数か)	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月13日	Ⅱ. 2(いつの時点の係数か)	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更